

- 1(1) 路線名 川上佐久線
- (2) 供用を開始する区間  
佐久市平林字船久保1023番の4地先から  
南佐久郡佐久穂町大字平林字宮ノ前128番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 2(1) 路線名 川上佐久線
- (2) 供用を開始する区間  
佐久市入沢字南田3542番の1地先から  
佐久市入沢字南田3692番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日

道路維持課

長野県告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年5月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間  
上高井郡高山村大字中山字中村2003番の1地先から  
上高井郡高山村大字中山字中村2011番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 2(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の5地先から  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の67地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 3(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の74地先から  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の74地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 4(1) 路線名 須坂停車場線
- (2) 供用を開始する区間  
須坂市大字須坂字宗石1268番の11地先から  
須坂市大字須坂字宗石1265番の11地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日
- 5(1) 路線名 相之島高山線
- (2) 供用を開始する区間  
須坂市大字小河原字六川道西沖3575番の2地先から  
須坂市大字小河原字六川道西沖3574番の5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成17年4月18日

道路維持課

長野県長野地方事務所告示第5号

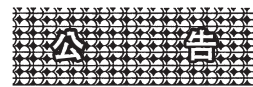
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成17年4月5日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年4月18日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の氏名	住所	売りさばき場所
牛澤文男	長野市南長野南県町1002番地	長野市南長野南県町1002番地 ローソン長野県庁前店

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
自動車税封書諸通知作成業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 履行期間  
平成17年5月12日から平成17年11月30日まで
  - (4) 入札方法  
印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、封入封かん1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。  
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者とします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7051

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年5月9日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年5月6日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部税務課

##### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (7) 契約書作成の要否

要します。

##### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税 務 課

#### 公告

調理師試験を次のとおり行います。

平成17年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

##### 1 試験の日時及び場所

###### (1) 日時

平成17年9月14日(水) 午後1時から午後3時まで

###### (2) 場所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

##### 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

##### 3 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条、調理師法(昭和33年法律第147号)附則第3項又は調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項の規定に該当する者で、調理師法施行

規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した者

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類等

ア 調理師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書

ウ 調理業務従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

エ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

##### (2) 受験手数料

受験手数料(6,100円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

##### (3) 受付期間

平成17年7月25日(月)から平成17年7月27日(水)まで(郵送による場合は、平成17年7月27日までの消印があるものに限り受け付けます。)

##### (4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所(長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所)

#### 5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

#### 6 合格者の発表

合格者は、平成17年10月17日(月)に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

#### 7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください(郵便による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封してください。)

食品環境課

#### 公告

製菓衛生師試験を次のとおり行います。

平成17年4月18日

長野県知事 田 中 康 夫

##### 1 試験の日時及び場所

###### (1) 日時

平成17年9月14日(水) 午後1時から午後3時まで

###### (2) 場所

保健所の所在市町とし、会場は、受験票により通知します。

##### 2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験により行います。

衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技

##### 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者又は製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」とします。)附則第3項の規定に該当する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第47条に規定する者又は法附則第3項の規定に該当する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

(3) 法附則第2項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 製菓衛生師試験受験願書(所定の用紙を用いてください。)

イ 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し(原本も持参してください。若しくは卒業証明書(郵送による場合は、卒業証明書を提出してください。))又は菓子製造業従事証明書(所定の用紙を用いてください。)

ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、名刺判で出願前3月以内に撮影したもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(9,400円)は、長野県収入証紙により(受験願書の所定の欄にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成17年7月25日(月)から平成17年7月27日(水)まで(郵送による場合は、平成17年7月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

希望する受験地に所在する保健所(長野市に居住する者であって、長野市を受験地として希望する場合は長野市保健所)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合格者の発表

合格者は、平成17年10月17日(月)に受験願書を受け付けた保健所において掲示するほか、本人に通知します。

7 その他

試験についての問い合わせは、受験願書を提出する保健所にしてください(郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

食品環境課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画及び須坂都市計画

下水道事業千曲川流域下水道(下流処理区)

3 事務所の所在地

千曲川流域下水道建設事務所(長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

変更なし。

水環境課生活排水対策室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画

下水道事業千曲川流域下水道(上流処理区)

3 事務所の所在地

千曲川流域下水道建設事務所(長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11)

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

変更なし。

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年4月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 リッチライフ

3 代表者の氏名

有吉 旦

4 主たる事務所の所在地

長野市大字南長野妻科962番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化社会が一層進行する社会環境の下で、健康者は勿論高齢者や障害者が健康で日々生き甲斐をもって生きて行くことができる社会環境づくりに寄与すると共に、快適なまちづくりを推進するための情報の提供を行い地域貢献に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

平成9年6月2日付け長野県公告(森林病虫害等防除法に基づく長野県防除実施基準)の一部を次のように改正します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

別表を次のように改める。

(別表)

所在地		面積 (ha)	区 域
郡市名	町村名		
上田市		60	15-ろ 70-い 71-い~は 72-い~ほ 73-は 97-ろ 98-ろ~に
小 県 郡	青木村	85	1-い~に 44-い~は 45- い~に 46-ろ・に 47-ろ~ ほ 48-ろ・は 49-ぬ・を 52-ろ~ほ・と・か~た
上伊那郡	飯島町	30	41-ろ 45-ろ~に 46-い~ に
飯田市		10	23-い・ろ 33-い 265-い・ ろ 339-い~へ
下伊那郡	豊丘村	70	6-ろ・は 7-い・ろ 8-は・ に 9-ろ 14-い~は 26- ろ・は 27-い~は 46-い・ ろ 47-い・ろ 49-い 60- ろ 61-い~に 68-ほ~と 82-い~に
北安曇郡	八坂村	7	49-い・ろ 53-ほ・へ 54- い~は 55-い~は 56-い~ は
東筑摩郡	坂北村	16	15-い~は 17-ろ 23-ろ~ に 24-は
	麻績村	4	35-へ・ち
	生坂村	8	22-に 23-い・ろ 59-ろ・ は 62-ほ~と
千曲市	(更 埴)	45	1-い~ほ・ち・り 3-に~ り 4-ろ~に 5-い・ろ・に ~と 6-い・ろ・に・へ・と・ り 7-い~は
	(上山田)	45	1-い~は・ほ 2-い・ろ・へ・ と 3-い・ろ 15-へ 16- ろ~に
	(戸 倉)	35	7-い~り 8-い~ほ 9-い ~と 10-ろ・は・へ・と 11- い~と 12-い・ろ
埴科郡	坂城町	25	1-い・は・に 56-に 57- い~へ
計		440	

森林保全課

公告

平成9年6月2日付け長野県公告(森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)の一部を次のように改正します。

平成17年4月18日

長野県知事 田中康夫

1の表の望月町の項を次のように改める。

佐久市 (望月)	2-い 51-い 146-い	1	②
佐久市 (浅科)	9-は・に	5	②

1の表の浅科村の項及び山口村の項を削り、同表の長野市の項を次のように改める。

長 野 市	112-は 113-い~に 114- い 115-ろ 116-ろ~に 117-ろ 118-い~は 121- に・ほ 124-は~と 129-い・ ろ 130-い~に 131-い・ ろ 133-い・ろ	131	①、②、③ ④
	45-ほ 57-に・ほ 59-い 62-ろ 90-に	6	①、②、③ ④
	194-に・ほ 250-ろ 257- へ 258-ろ~に 259-は~ ほ 285-は 289-い 290- い 291-い・ろ	11	①、②、③ ④
小 計	148		
長 野 市 (豊野)	13-い~へ 14-い	15	②
長 野 市 (大岡)	21-い 22-ろ・は 26-ろ・ は 27-ろ 30-い・ろ 35- は 37-ろ・は 39-い・は・ ほ 42-へ	12	①、② ⑤(特用林 産物)

1の表の大岡村の項及び豊野町の項を削り、同表の中野市の項を次のように改める。

中野市 (中野)	6-ろ・は 20-は~ほ 30- い・ろ 35-い~は 36-い 37-い~ほ 46-い	5	①、③、④
中野市 (豊田)	7-は	1	①、②、③

1の表の豊田村の項を削り、同表の県計の項中

1,737

1,736 に改める。

森林保全課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成17年 4月18日

長野県知事 田中康夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1378	幸野 耿 千曲市大字桑原4637	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	幸野 耿 千曲市大字桑原4637

森林保全課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年 4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯山都市計画土地区画整理事業 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年 4月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
飯山都市計画道路 3・5・1号 上南線  
3・4・2号 綱切線  
3・4・15号 斑尾線  
7・6・1号 駅前線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課

公告

小布施土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年 4月18日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

理事

新任

氏名 住所

市村良三 上高井郡小布施町大字小布施802番地

退任

氏名 住所

唐沢彦三 上高井郡小布施町大字小布施673番地 4

土地改良課

公告

長野平土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年 4月18日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

理事

新任

氏名 住所

市村良三 上高井郡小布施町大字小布施802番地

退任

氏名 住所

唐沢彦三 上高井郡小布施町大字小布施673番地 4

監事

退任

氏名 住所

鶴田元 上高井郡小布施町大字小布施1873番地

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年 4月18日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

- 1 (1) 許可番号 平成17年 2月17日  
長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-20号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字東原641-28
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区西新宿 7-10-1  
ロイヤルハウジング株式会社  
代表取締役 木島 寛
- 2 (1) 許可番号 平成17年 2月28日  
長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-21号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字向原1889-79、1889-80、1889-81、字在原2621-17、2621-18
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北佐久郡軽井沢町軽井沢東246  
株式会社タカラクリエイト 代表取締役 上村康浩



## 建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年4月18日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 許可番号 平成16年9月29日  
長野県上小地方事務所指令16上小地建第13-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上田市大字下之郷字東原田1525-1、1525-2、1525-3、1527-1、1527-2、1526-1、1528-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上田市大字中野629-1  
豊上製菓株式会社 代表取締役 齋藤睦夫

## 建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年4月18日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

- 1 許可番号 平成16年12月17日  
長野県諏訪地方事務所指令16諏地建第16-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
茅野市玉川字原山11400-100、11400-101、11400-102、11400-104、11400-105、11400-106、11400-1333
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
諏訪市大字中洲566-7  
シントク株式会社 代表取締役 小坂正義

## 建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年4月18日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 (1) 許可番号 平成16年12月10日  
長野県松本地方事務所指令16松地建第32-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字大門字桔梗ヶ原868-47の内、1001-1の内、1002-1の内、1003-3、1014-1の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大字大門1001-1 上條 俊一
- 2 (1) 許可番号 平成17年2月18日  
長野県指令16建第8-20号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科3853-1

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目16番19号

丸山徳彦

- 3 (1) 許可番号 平成17年3月9日

長野県指令16建第8-22号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字上西条字又田401-2、402-3、字上西条507-

1

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字上西条507-1 一ノ瀬 充史

## 建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年4月18日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 許可番号 平成16年8月10日  
長野県指令16建第9-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字村山字芦沢194-5、203-1、206-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区岩本町3-10-1  
株式会社ディリーヤマザキ  
代表取締役社長 山田憲典

## 建築管理課